

全保協ニュース

〔協議員情報〕

全国保育協議会

TEL 03-3581-6503 FAX 03-3581-6509

ホームページアドレス [<http://www.zenhokyo.gr.jp>]

—今号の目次—

- ・子ども・子育て会議へ意見書を提出～保育三団体と全社協 社会的養護関係種別協議会が連名で、新制度の財源確保を訴える～・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
- ・子ども・子育て会議（第20回）、基準検討部会（第24回）が開催・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3
- ・平成26年度「保育所リーダー トップセミナー」を開催～平成27年2月9～10日、東京ビッグサイトにて～・・ 11

◆子ども・子育て会議へ意見書を提出◆

～保育三団体と、全社協 社会的養護関係種別協議会が連名で、

新制度の財源確保を訴える～

11月28日（金）に開催された「子ども・子育て会議（第20回）、基準検討部会（第24回）合同会議」に、保育三団体（全国保育協議会、日本保育協会、全国私立保育園連盟）と、全社協 社会的養護関係種別協議会が連名で、次頁の要望書を提出しました。

これは、消費税率の10%への引き上げが1年半先送りされることが決定された一方で、子ども・子育て支援新制度の平成27年4月1日施行は予定どおりとの総理ならびに関係閣僚の発言を受けて行動したものです。

新制度の財源は消費税率引き上げ分であることから、財源の確保が保育のみならず、子ども・子育て分野ひいては社会的養護を含む児童福祉全般に関して影響が大きいことを鑑みて、全国社会福祉協議会を組織する社会的養護分野の種別協議会（全国児童養護施設協議会、全国乳児福祉協議会、全国母子生活支援施設協議会）とともに、財源確保を訴えていこうとの主旨で一致団結し、今回の意見書の提出に至りました。

今後は、各種別協議会ならびに全社協児童福祉関係5種別協議会での要望活動に資するものです。

平成 26 年 11 月 28 日

社会福祉法人 日本保育協会
理事長 大谷 泰夫
公益社団法人 全国私立保育園連盟
会長 近藤 道
社会福祉法人 全国社会福祉協議会 全国保育協議会
会長 万田 康
全国保育士会
会長 上村 初美
全国児童養護施設協議会
会長 藤野 興一
全国乳児福祉協議会
会長 長井 晶子
全国母子生活支援施設協議会
会長 大塩 孝江

子ども・子育て支援新制度の確実な財源確保について

1. はじめに

社会保障と税の一体改革において、消費税の使途として年金、医療、介護に加え少子化対策が明記されたことに改めて感謝を申し上げます。また、政府与党一丸となって国家財政健全化に向け、不断の努力を重ねられておられることに対し深甚なる敬意を表します。

2. 子ども・子育て支援新制度の施行を目前に控えて

我が国においては、今後訪れる未曾有の少子高齢化社会への対応が国家的課題です。このことを踏まえ、子ども・子育て分野では 7 千億円の消費税財源を含む 1 兆円超の公費の追加を前提として、約 40 万人分の保育の受け皿を確保するための「待機児童解消加速化プラン」の推進や、平成 27 年度からの「子ども・子育て支援新制度」の施行など少子化対策の拡充や児童福祉の推進に向け全力を傾ける必要があります。

少子化対策として今やらなければならないことは、大都市部、地方を問わず全国のすべての地域において安心して子どもを産み、子育てしやすい環境を整備し、子どもが健やかに育つ社会を一刻も早く実現させることでもあります。

また、深刻化する児童虐待、DV 問題等を背景に、社会的養護関係児童福祉施設では、虐待を受けて子どもや障害がある子どもの増加、また、DV 被害、精神疾患のある保護者への支援強化が喫緊の課題であります。

しかし、消費税財源以外の 3 千億円超の財源の確保については現時点では全く目処が立っておらず、子ども・子育て支援新制度の施行に向けて大きな不安を抱えております。このような中で、これまで見込んできた財源に更に不足が生じ、少子化対策の推進や社会保障水準の後退などの影響、ひいては将来世代への国民負担の先送りなどが生ずることに大変不安を感じております。

子ども・子育て支援新制度が平成 27 年 4 月から円滑に施行できるよう財源確保について特段のお願いを申し上げます。

3. 更なる少子化対策の抜本的な拡充について

今後、高齢化による社会保障費の増大が避けて通れない中で、社会を支える若い活力を確保することが人口減少社会を克服する絶対条件であり、少子化の克服に向けて一時の猶予もありません。

現在消費税財源として予定されている7千億円だけでは少子化を克服することは困難であり、更なる抜本的な少子化対策のために大幅な追加財源の投入による施策の拡充が必要であると考えます。

◆子ども・子育て会議(第20回)、基準検討部会(第24回)が開催◆

11月28日(金)に開催された「子ども・子育て会議(第20回)、基準検討部会(第24回)合同会議」では、下記の事項について協議が行われました。

- (1) 市町村子ども・子育て支援事業計画について
- (2) 教育・保育施設等における重大事故の再発防止策に関する検討会 中間とりまとめについて、
- (3) その他(報告)
 - ・平成26年放課後児童健全育成事業(放課後児童クラブ)の実施状況
 - ・子どもの預かりサービスの在り方に関する専門委員会議論のとりまとめについて

会議冒頭、有村治子少子化対策担当大臣より、「消費税増税が見送られるも、27年4月の新制度施行は変わらず、財源確保も含めて担当大臣として最大限努力したい」旨の発言がありました。

また、「新制度は、旧来の体制からよりウイングを広げ、大義を実現していくためのもの。新制度を検討する場での不協和音が起こっているという認識を周囲に持たれてしまえば、新制度そのものを「やめてしまえ」という議論が起こりかねない。各団体から参画する委員に、それぞれの分野を背負っての発言があることには理解するが、それが国民世論の支持を得る内容でなければならない。皆様と志をともにして、大義を持って取り組んでまいりたい。」とも話され、複数の委員から賛意の発言がありました。

当日の協議題に関する議事概要は次のとおりです(全保協事務局整理)。

(1)市町村子ども・子育て支援事業計画について

○ 資料1・参考資料に基づき、事務局から説明。

- 市町村子ども・子育て支援事業計画について、現在、多くの市町村で策定作業の最終段階にあり、今般、都道府県を通じて進捗状況の報告を求め、その全国集計値(概要)を示すもの。
- なお、数値は全て精査中(あきらかな異常値と思われる回答について、個別に各自治体に確認中)のものであり、今後変更等ありうる。

(1) 幼児期の学校教育、保育 *資料1、資料1 参考資料から全保協事務局にて抜粋

①1号認定、2号認定

		平成 25 年度実績	平成 29 年度	平成 31 年度
量の見込み	(1号認定+2号認定)	—	299.1 万人	292.1 万人
	1号認定 *1	—	127.6 万人	123.7 万人
2号	幼児期の学校教育の利用希望が強いと想定されるもの *2	—	29.9 万人	25.7 万人
認定	その他	—	141.7 万人	142.7 万人
	合計	—	171.6 万人	168.4 万人

確保方策	(1号認定+2号認定)	299.3 万人	299.9 万人	294.7 万人
	1号認定	158.3 万人	148.9 万人	144.7 万人
	特定教育・保育施設	—	81.5 万人	84.3 万人
	確認を受けない幼稚園 *3	—	67.4 万人	60.4 万人
	2号認定	141.0 万人	151.0 万人	149.9 万人
	特定教育・保育施設	—	148.3 万人	147.4 万人
	認可外 *4	—	2.8 万人	2.5 万人

*1 ・25 年度実績値は、幼稚園等の就園児数であり、共働き家庭の子どもが含まれる。

・確保方策としては、認定こども園・保育所のほか、幼稚園(確認をうけないものを含む)が該当。

*2 ・幼稚園の現在の利用割合を基に設定。各市町村計画では、「幼児期の学校教育の利用希望が強いと想定されるもの」を「それ以外」と区分して記載する取扱いとしている。

・確保方策としては、認定こども園・保育所のほか、幼稚園(確認をうけないものを含む)が該当。

*3 ・2号認定子どもの利用も可能。満3歳児の取扱いや把握等の違いにより、量の見込みに不足している場合がある。

*4 ・市町村または都道府県が一定の設備基準に基づき運営費支援等を行っている認可外保育施設等については、当分の間、確保方策に記載することを可能としている。

②3号認定

		平成 25 年度実績	平成 29 年度	平成 31 年度
量の見込み	0~2 歳	—	116.0 万人	114.6 万人
	0 歳	—	23.1 万人	23.2 万人
	1・2 歳	—	92.9 万人	91.5 万人
確保方策	0~2 歳	93.2 万人	111.4 万人	113.5 万人
	0 歳	17.5 万人	22.5 万人	22.7 万人
	特定教育・保育施設	—	19.4 万人	19.8 万人
	地域型保育事業	—	1.6 万人	1.7 万人
	認可外 *1	—	1.5 万人	1.2 万人

確保方策	1・2 歳	—	88.9 万人	90.8 万人
	特定教育・保育施設	—	80.1 万人	81.6 万人
	地域型保育事業	—	4.7 万人	5.4 万人
	認可外	*1	4.2 万人	3.8 万人

*1 ・市町村又は都道府県が一定の施設基準に基づき運営費支援等を行っている認可外保育施設等については、当分の間、確保方策に記載することを可能としている。

(2)地域子ども・子育て支援事業《抜粋》

①利用者支援事業【新規】

平成 26 年度実績見込	平成 29 年度	平成 31 年度
291 ヶ所	1,721 ヶ所	1,843 ヶ所

(注)「量の見込み」は地方単独事業と一体となっているため、「確保方策」(国事業)の集計値

②延長保育事業 ～略～

③多様な主体の参入促進事業【新規】 ～略～

④放課後児童クラブ

平成 26 年度実績	平成 29 年度	平成 31 年度
93.6 万人	124.4 万人	124.2 万人

⑤子育て短期支援事業(ショートステイ) ～略～

⑥乳児家庭全戸訪問事業 ～略～

⑦養育支援訪問事業 ～略～

⑧子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業 ～略～

⑨地域子育て支援拠点事業 ～略～

⑩一時預かり事業(幼稚園型)(在園児のみ)

平成 26 年度実績見込	平成 29 年度	平成 31 年度
3442.6 万人日	5208.7 万人日	5156.3 万人日

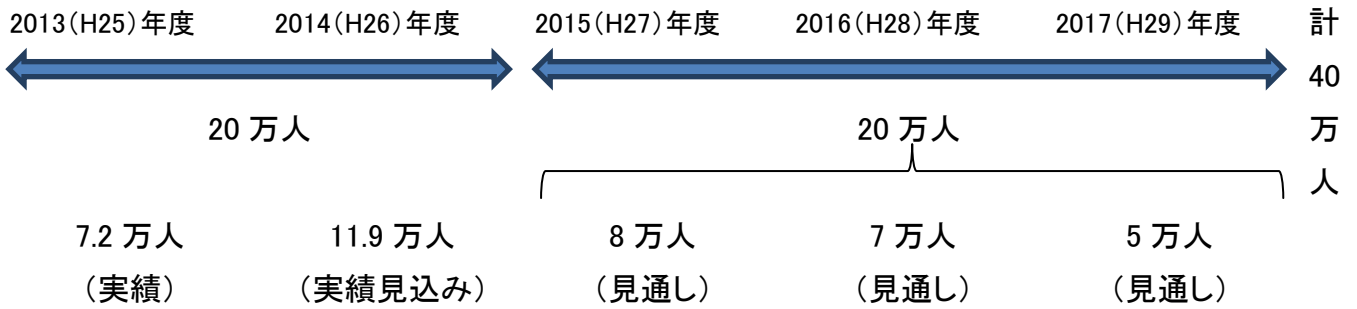
⑪一時預かり事業(⑩以外)、子育て短期支援事業(トワイライトステイ)、ファミリーサポートセンター事業(病児・緊急対応強化事業、就学児を除く)

平成 25 年度実績	平成 29 年度	平成 31 年度
・406.3 万人日(一時預かり)		
・4.4 万人日(トワイライトステイ)	1382.7 万人日	1354.2 万人日
・46.6 万人(ファミサポ(就学時含む))		

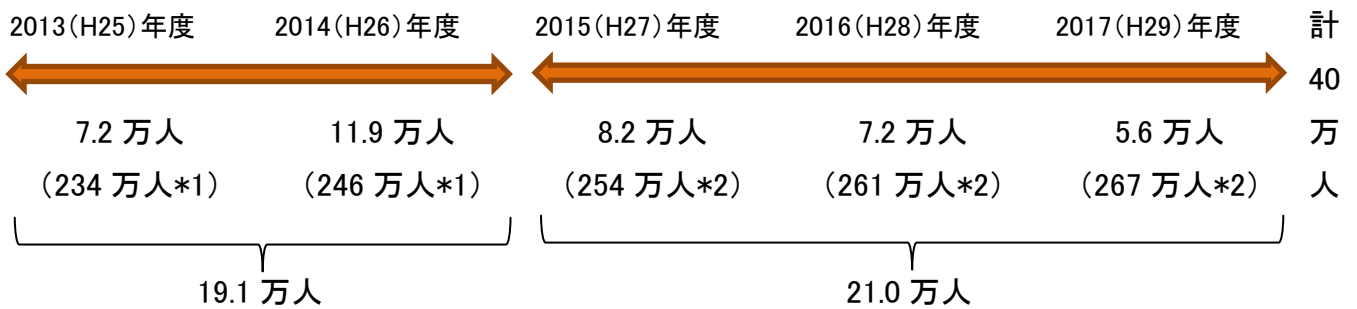
- ⑫病児保育事業、ファミリーサポートセンター事業(病児・緊急対応強化事業) ～略～
- ⑬ファミリー・サポートセンター事業(就学児のみ) ～略～
- ⑭妊婦健診 ～略～

待機児童解消加速化プランの目標値との関係

現在の待機児童解消加速化プラン



市町村計画集計による量の見込み



*1 実績値(H26は見込み)

*2 H29について、2号は確保方策の集計値、3号は見込の集計値 H27、H28は、前倒し整備費を見込んだ額

※プランを踏まえた利用率

3歳以上児:	48.5%	[44.5%]
1、2歳児:	46.5%	[35.1%]
0歳児:	16.1%	[11.4%] (H26.4)

* H26.4の利用率は「保育所」の利用率、プランの数値は小規模保育事業等を含めた数値

【委員発言および事務局回答】

(柏女霊峰 淑徳大学総合福祉学部教授)

- 新制度の目的について、財源確保の議論の中で、法の趣旨が不明確になってきてはいないか。待機児童の解消(第3次ベビーブームへの対応)、親のライフスタイルによる子どもの育つ場所の分断の解消(ソーシャルインクルージョン、幼保一元化)、幼児期の教育の振興(人づくり政策、希望する子どもへの3歳以上の学校教育)、全世代に対応する制度へ、といったこと。

- 「教育・保育要領」の解説案が現在示されているが、案が取れるのはいつか。解説が確定していないこともあり、各種出版物や研修もはかどっておらず、現場で理解が進んでいない。
- 計画作りは、障害児・社会的養護も含んで進められるべきもの。障害福祉計画で量の確保は努力義務とされているが、固有の量の見込みが併せて公表されていかなければならないと考える。各自治体の計画について、社会的養護や障害児入所施設の見込みも併せて資料を提示してほしい。

(駒崎弘樹 NPO 法人全国小規模保育協議会理事長)

- 小規模保育事業について、配置基準に関して一部自治体の誤認識がある(保育所において2名を必ず配置する点を、小規模保育事業にも求められる)。
- 今回の資料で、待機児童解消加速化プランの40万人達成の見通しがわかり、プランが概ね正しい想定であった。今後、ポスト待機児童問題、いわゆる子どもが減少していく状況下、経営が成り立たなくなる保育所・幼稚園の突発的閉園への対応が必要。具体的には、閉園する保育所の近接園が当該利用児童を受け入れるなど、対応のスキーム構築しておくべき。その際、定員超過や面積基準上受け入れられなくなることはないよう、緊急事態に対応する特例的対応を想定してはどうか(最低基準のなし崩しではなく、あくまで時限的な対応として)。

(榊原智子 読売新聞東京本社調査研究本部主任研究員)

- 高齢者関係に比べて、15年遅れて子ども関連施策はようやくここまで来た。
- なぜ、子どもの施策が進んでこなかったのか、業界の不協和音があったのではないか。
- 子ども全体を、と考える今にあっては、全体のことを考えた発言が必要である。

(坂崎隆浩 社会福祉法人日本保育協会理事)

- 公定価格と人事院勧告との関連についてご教示いただきたい。積み上げ方式であれば、勧告に連動して対応されるものと理解している。
- 10月24日の子ども・子育て会議で、認定こども園1号の少人数定員の加算について検討される旨の方針が示されていたが、同様の配置であれば定員で取扱いを変えず、加算はされるべき。
- 11時間の開所時間への対応について、非常勤職員配置1人分が算定されているが、例えば20人定員の施設と、171人定員の施設とでは、8時間を超える時間に在室する児童数には大きな差があるが、給付上この不合理さに対する危惧はある。
- その時間にいる子どもに対する職員配置が基本であると考えてるので、その意味で現在考えられる内容についてお聞かせ願いたい。

(佐藤秀樹 社会福祉法人全国社会福祉協議会全国保育協議会副会長)

- 新制度を進めるにあたっては、すべての子どもを育て、家庭を支援するという考えが前提である。

(古渡一秀 NPO法人全国認定こども園協会副代表理事)

- 量の見込みに対して、今後それに対応する保育教諭が不足する事態が想定される。国をあげて解決していただきたい。
- 少人数設定の加算問題について、新幼保連携型認定こども園は、1号・2号で一体的に教育・保育が提供されることが想定され、1号・2号の合計の編成の考えを考慮したうえで、公定価格の加算の検討をお願いしたい。

⇒事務局回答

(竹林悟史 厚生労働省少子化対策企画室長)

- 障害児の量の確保計画の進捗は、担当部局に確認して適宜提供したい。

(朝川知昭 厚生労働省保育課長:以下、朝川)

- 消費税増税が見送られたことで、量の拡充が果たされないご懸念があげられた。平成20年代前半は、1年につき4~5万の受け皿確保で推移してきたが、待機児童解消加速化プランの目標値との関係をご覧いただくと、この2年間整備が加速化しており、平成26・27年度で19.1万人分が確保される。残った3年間での21万人分の拡充は、かなり現実的な数字と考えられる。
- 財源確保を考える際、運営費と整備費を分けて考えていただきたい。整備費は消費税財源ではない。受け皿確保の財源確保は心配ない。運営費は新制度のスキームでは、子どもが施設を利用すれば、自治体は義務的に負担する。質の向上がどうされるかという点はあるながらも、消費税増税見送りによる量的拡充の影響は無い。
- 人事院勧告との関連について、今年度はプラスの勧告であり、これに関連して対応はするが、予算が確定していないので現時点で確定的なことは述べられない。
- 11時間開所の、8時間との3時間の差は、実態としては、子どもが3時間にすべているわけではなく、実態に応じて職員を配置している状況と考えられる。個々の園で見ると、配置が十分ではないケースもあるので、検討していくことも必要。
- 保育士不足への対応は必要である。今回の数値は、サービスのニーズについての数、これに対応する必要となる人員については、追って数字的に明らかになる、これに対応する政策を用意し、保育士確保プランとして示す予定。
- 居宅訪問型事業について、従事者が6時間以上勤務する場合の休憩時間の取扱いについて、労働基準法上の整理は、関係部局で検討は進めてきているが、公表できる状況には無いので心苦しい。

(淵上孝 文部科学省幼児教育課長)

- 保育教諭の研修は首長の主管だが、教育委員会の関与も求めている。4月に同種の通知を出しているが、改めて施行時に周知する。
- 「教育・保育要領解説案」の案がとれたものは、遅くとも年内にホームページで公表する。印刷物の配布は年明けを予定している。

(2)教育・保育施設等における重大事故の再発防止策に関する検討会 中間とりまとめについて

事務局より、資料2に基づき次の説明があった。

- 子ども・子育て会議で論点が整理され、本検討会が設置されて検討されてきたが論点は3つ。
- 新制度の施行を控える中、制度運用に当たって最低限必要なルールを「当面の課題」と位置付け、論点1・2を中心に検討を行い、当該部分について方向性のとりまとめを行った。
- 論点3は、年明け以降引き続き議論を進めていく。

当面の検討課題について、各論点の検討の視点及び対応方針〔抜粋〕

論点1:重大事故の情報の集約のあり方について

①集約(=行政への報告)の範囲について

イ)報告の対象となる施設・事業の範囲

○対応方針 以下を報告の対象とする。

・子ども・子育て支援新制度における

①特定教育・保育施設、特定地域型保育事業者

…確認を受けた認定こども園、幼稚園、保育所、小規模保育、家庭的保育、居宅訪問型保育、事業所内保育

②地域子ども・子育て支援事業(子どもを預かる事業に限る)

…一時預かり事業、延長保育事業、病児保育事業

③認可を受けていない施設・事業

…認可外保育施設、認可外の居宅訪問型保育事業

ロ)報告の対象となる重大事故の範囲

・国への報告対象とすべき重大事故の範囲については、現行の報告対象である死亡事故、治療に要する期間が30日以上を負傷や疾病を伴う重篤な事故(意識不明の事故(※)を含む。)等とする。また、これらの事故の例示を示すこととする。

※意識不明の事故については、その後の経過に関わらず、事案が生じた時点で報告対象とする。

ハ)報告の対象となる重大事故に関する情報の範囲(項目)

・事故報告様式については、別紙1(資料参照)のとおりとする。また、記載例を示すこととする。

・また、事故が発生した際に、速やかに報告すべき情報と、一定程度の状況を把握した時点で報告すべき情報を分け、報告期限の目安(※)を設定することとする。

※国への第1報は原則事故発生当日(遅くとも事故発生翌日)、第2報は原則1ヶ月以内程度とするが、状況の変化や必要に応じて追加の報告を行う。また、その後、事故発生の要因分析や検証等の結果について、でき次第

報告する。

②集約方法について

イ) 報告の集約先 ロ) 報告様式

○対応方針

・認可・確認を受けた施設・事業、延長保育事業・病児保育事業・一時預かり事業については市町村から都道府県へ報告、認可を受けていない施設・事業については都道府県へ報告する。それらについて、都道府県から国へ報告を行うこととする。

・また、事故が発生した際に、速やかに報告すべき情報と、一定程度の状況を把握した時点で報告すべき情報を分け、報告期限の目安を設定することとする。

・消費者安全法に基づく重大事故等の消費者庁への通知については、直ちに通知することとされている。施設・事業者から報告を受けた市町村・都道府県は、第1報の時点で、消費者庁へ通知を行うこととする。

※事故の報告範囲について、消費者庁への通知範囲には、所管府省への事故報告範囲に加え、これらの事故を発生させるおそれがあるものも含まれることに留意

論点 2: 集約した情報の公表、分析・フィードバックのあり方について

①公表のあり方について

イ) 公表に関するルール、方法

②分析・フィードバックのあり方について

イ) 既に集約している情報を中心とするデータベース化

○対応方針

・国は、報告のあった事故情報についてデータベース化を行い、個人情報や施設等の名称・所在地を除く情報について、事故の背景が見えるよう、報告を受けてから速やかにホームページで公表する。

・データベースのイメージについては、別紙2(資料参照)のとおり。

・都道府県・市町村は、報告のあった事故について事案に応じて公表を行うとともに、防げなかった要因や再発防止策等について、管内の施設・事業者等へ情報提供する。また、再発防止策についての好事例は、国へ情報提供する。

・検証結果の公表については、事故の再発防止のための事後的な検証のあり方の検討の際に検討する。

なお、今回は 12 月 12 日（金）に予定されていましたが中止となり、あらためてスケジュールを調整することとなりました。

また、子ども・子育て会議の資料については、下記の URL または「内閣府ホームページ>共生社会政策トップ>少子化対策/子ども・子育て支援新制度>子ども・子育て会議」からご覧いただ

くことができます。会議の動画も掲載されておりますので、併せてご参照ください。

<http://www8.cao.go.jp/shoushi/shinseido/meeting/index.html>

◆平成 26 年度「保育所リーダー トップセミナー」を開催◆

～平成 27 年 2 月 9～10 日、東京ビッグサイトにて～

平成 27 年 2 月 9～10 日の 2 日間、『保育所リーダー トップセミナー』を東京ビッグサイトに於いて開催します。本研修は『保育所長の研修体系』（平成 21 年度／全保協）にもとづき、平成 22～24 年度の 3 年間「保育所長集中講座」としてモデル的に研修を実施してきた内容をふまえ、子ども・子育て支援新制度も見据えながら、保育所リーダーに今日的に求められている役割等を学ぶことを目的に『保育所リーダー トップセミナー』と研修名・内容を改編して、開催するものです。

開催要項は、会報『ぜんほきょう』12 月号（12 月 8 日ごろ、会員保育所へ到着）に同封し、会員保育所に周知いたします。

全国保育協議会 平成 26 年度 保育所リーダー トップセミナー

【本研修会の特色】

- ◎保育現場を率いる、リーダーとしてのさらなる研鑽
- ◎子ども・子育て支援新制度を理解し、今後求められる役割の理解
- ◎リーダーとして、次代を担う人材の育成
(職員が継続的に成長・発展できる職場環境醸成の手法を理解)

- ◆日 程 平成27年 2 月 9 日（月）～10 日（火）
- ◆会 場 東京ビッグサイト「レセプションホール」
〒135-0063 東京都江東区有明3-11-1 TEL. 03-5530-1111
- ◆定 員 400名
- ◆締 切 平成27年 1 月19 日（月）
(定員に達し次第、締切とさせていただきます場合があります)
- ◆参加費 会員 14,000 円、会員でない方 19,000 円
(交通費、宿泊費、昼食代は含みません)
- ◆対象者 所長・園長、または準ずる方（主任保育士等、現場リーダー層を含む）
- ◆主 催 社会福祉法人全国社会福祉協議会・全国保育協議会／全国保育士会
(実施主体：全国保育協議会)

◆プログラム

【第 1 日目・2 月 9 日（月）】

- 13:00 ～ 14:00 行政説明「子ども・子育て支援新制度等について」（仮題）
厚生労働省 雇用均等・児童家庭局 保育課
平成 27 年 4 月の子ども・子育て支援新制度施行を目前に、いま押さえておくべき内容について、その概要を説明いただきます。

- 14:15 ～ 15:15 基調報告「保育をめぐる動向と全国保育協議会の取り組み」

全国保育協議会 会長 万田 康

これまで、全国保育協議会では、子ども・子育て会議等に対して各種意見・要望を行ってきました。

子ども・子育て支援新制度で実現した要望、今後も引き続き全保協として意見表明していく内容等について報告します。また、昨今の社会福祉法人の在り方等に関する議論を踏まえ、保育所を有する社会福祉法人に求められるありようについて考える機会とします。

15:30 ~ 17:00 講義Ⅰ「社会福祉法人の在り方について 報告書をふまえ、社会福祉法人（保育所）に求められる役割」

大阪府立大学 教授 関川 芳孝 氏

平成26年5月、「社会福祉法人の認可について」の一部改正について」が発出され、社会福祉法人の「経営情報」の公開が義務化されました。

また、社会保障審議会福祉部会において議論が進み、「地域における公益的な活動」の一層の推進への要請等、社会福祉法人を取り巻く情勢が大きく変化するなか、求められる対応について理解をすすめます。

【第2日目・2月10日（火）】

9:00 ~ 10:30 講義Ⅱ「幼保連携型認定こども園 教育・保育要領について」

淑徳大学 教授 柏女 霊峰 氏

子ども・子育て支援新制度下の幼保連携型認定こども園では、「幼保連携型認定こども園教育・保育要領」に基づいて教育・保育が提供されることとなります。教育・保育要領の意図する、学校教育としての幼児教育を理解するとともに、保育における教育との「ギャップ」について考えます。

10:45 ~ 12:15 講義Ⅲ「組織リーダーに求められる人材育成・マネジメント」

株式会社ジェイフィール 代表取締役 高橋 克徳 氏

保育所に求められる機能が高度化・多様化するなか、現場を担う職員の継続的な成長・発展による質の高い保育の実現が、保育現場を担うリーダーに求められています。職員が定着し、また相互に支え合い成長を促す職場環境を醸成するための手法を、実際の事例等から考えます。

13:15 ~ 14:45 講義Ⅳ「これからの地域子ども・子育て支援」

東京都市大学 教授 小川 清美 氏

子ども・子育て支援新制度では、13の「地域子ども・子育て支援事業」が位置づけられ、市町村子ども・子育て支援事業計画に従って各地域で実施されます。また、幼保連携型認定こども園には子育て支援の取り組みが義務づけられました。従来から実施されるものに加え、新規に利用者支援事業が位置づけられる等、新制度で期待されている地域子ども・子育て支援の役割について理解します。